

行政常任委員会報告

平成 26 年 11 月 20 日
午前 10 時 30 分開議
5 階 委 員 会 室

◎日程

1 教育委員会

- (1) 行政常任委員会の市内視察について
- (2) その他

2 建設課

- (1) 平成 26 年度雪害対策協議会開催について
- (2) その他

3 上下水道課

- (1) 水道使用料・下水道使用料納入通知書について
- (2) その他

4 総務課

- (1) 夕張市職員給与条例の一部改正について
- (2) 秋の叙勲受章について
- (3) その他

5 財務課

- (1) 財政再生計画 11 月変更について
- (2) 11 月補正予算について
- (3) 夕張市税条例の一部改正について
- (4) その他

◎出席委員（7 名）

大	山	修	二	君
島	田	達	彦	君
小	林	尚	文	君
高	間	澄	子	君
熊	谷	桂	子	君
厚	谷		司	君
角	田	浩	晃	君

◎欠席委員（１名）

藤 倉 肇 君

(大山委員長)

それでは、ただいまから行政常任委員会を開催いたします。

本日の出席委員は７名であります。欠席委員は１名であります。ほかに議長が出席される予定となっております。

なお、藤倉委員につきましては、病気のため欠席する旨の届け出がなされております。

理事者側からは、教育長、理事のほか、関係の室長、課長等が出席されることとなっております。

本日の委員会の進め方についてであります。教育委員会、建設課、上下水道課、総務課、財務課の順に報告を受け、これに対する質疑を行ってまいりたいと思いますが、そのようにとり進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、そのようにとり進めてまいります。

それでは、教育委員会より報告を受けてまいります。

【教育委員会】

1. 行政常任委員会の市内視察について
2. その他

(教育長)

記載の報告事項につきまして、教育課長のほうよりご報告申し上げます。

(教育課長)

それでは、教育委員会から１点、ご報告をさせていただきます。

平成 26 年 10 月 9 日木曜日、行政常任委員会によります文化スポーツの視察が行われたところであります。

当日は、初めに資料 1 を配付をし、現在の状況についてメインアリーナ及びサブアリーナの照明の状況などをごらんいただきながら説明をさせていただき、その後、質疑応答をさせていただいたところであります。

その中で、委員からアリーナの照明にかかる指摘があったところであります。現在、文化スポーツセンターでは、電球の 及び球切れによりメインとなるフロアを中心にバランスよく電球を配置し、利用者にご不便をおかけしないように心がけ、ご利用いただいているところありますが、プロの

試合が開催される場合などでは、利用者に要望十分お答えできない状況にあったため、使用料をお支払いいただいている以上は利用者の要望にお応えできるような感じが必要であり、予備の電球も含め、計画的な電球の購入が必要ではないかとのことであったものであります。

教育委員会としては、今後、文化スポーツセンターの備品の更新等を含め、予算に反映できるように努力してまいりたいと考えているところであります。

また、メインアリーナの電球の設置及び取りかえ作業についても指摘があったところであります。現在は、電球が切れた場合、職員が屋根裏に上り、安全に気をつけながら交換作業を行っているところでありますが、委員の皆様からは高さが非常に高く、職員に作業を行わせるのはいかななものかというような指摘があったところであります。

この件につきましては、現在、球切れにより緊急に取りかえが必要になった場合、職員が命綱を利用しながら安全を確保し、作業を行うこととしておりますが、新年度以降については電球の購入とあわせて業者による交換作業についても考えてまいりたいと思っております。

なお、視察の最後には、本年 5 月 28 日から休業しております旧美術館の収蔵作品で大型で 100 号サイズの絵画 8 点の様子をごらんをいただきまして、視察を終了したところであります。

以上です。その他はありません。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を行ってまいります。

ありませんか。

(角田委員)

それでは、このたびは文化スポーツセンターへ私どもも視察をさせていただきました。

文化スポーツセンターにおいては、今後のことも含めて言うと、アディーレ会館がいわゆる集会場としての機能を今のところ失うということの状況の中で、やはり夕張市民が集う一番の大きな施設であり、そして象徴的な場所でもあるということからすると、やはりこれからの維持管理については一定程度、常々用意していただきたいなど。いわゆる費用的にも。

その中で、これは教育課だけの問題ではないということを考えます。理事にもお伺いしたいのですが、いわゆる公的施設たくさんある中で、それぞれを満度に維持することができないのは重々わかります。

その中でやはり、住宅も再編、集約ということも含めて言うと、やはり公

的施設も一定程度集約しながら、その残した施設については利用に不便のかからない、満足度の高い施設を今後残していくという方向もなければ、多くの施設がそれぞれ不便で、いわゆる使いものにならないような状況にお金を少しずつまくようなやり方というのは適切ではないと思うのです。

これは、このたびプロの試合があるということも含めて言うと、この施設でいいのかということで相手方からの指摘を受けた、ただ、通常使用している方々も使用料を払っているのですよ、市民の方々も含めて言うと。であれば、支障のない程度というところをどうなのかなというところも含めて、今後、公的施設全般にわたる考え方について今、議論されているのかどうか、その辺をお伺いしたいです。

(叶野理事)

角田委員のおっしゃっている、そのとおりだと思います。

それで、現在、町内において公園、それから使っていない施設等々の検討を始めたところでございます。

それで、方向性としては夕張人口減少に伴って、なかなかそれと同時にスリム化ができてこれなかったということも踏まえまして、一定程度的見直しというのは当然、必要だろうと。

ただ、その中でどれを残して、どれを例えば配置するのかという議論がなかなか町内にも行われてこなかったというのが多分、現在に至っているところだろうと。

それで、町内のそういう議論を始めましたので、これについては方向性というものは来年度以降にきちんと出していきたいというところで今、作業を進めている最中でございます。

(角田委員)

市長が掲げるコンパクトシティという中においても、やはり公的施設を含めて言うと、一定程度は私はやむなしと考えていますし、その中で満足度の高い施設をしっかりと残していくという方針が明確でないと、ただ単に廃止しますでは話が通らないと思います。

やはり、三つあるものを二つにする、もしくは一つにすることで、これだけ充実度が保てますということもあわせて持っていないと、誰、どなたも説得できない話だし、だらだらと少しずつお金を使うということは、最終的に無駄ということと直結すると思いますので、その議論は私は急いでもらいたいと、コンパクトシティ、住宅再編ばかりではないということ、住民を集めるということは市内の企業も集約するということなので、そちらもあわせていかないとやはりそれぞれの住んでいる方が移転するというのは大変な決心も必要なことなので、まち全体で取り組むのだという姿勢もやはり行政を

中心に、それは発信していかなければならないと思います。

このたび、アディーレ会館という一つの施設、象徴的ではありますが。まだまだ立派な施設であります。ただ、寒い、暗い、その中でイメージをやはり残念に思う市民もいると思われまので、やはり象徴的な施設についてはしっかりと守るという姿勢も全体で取り組んでいただきたいと思います。これは意見ですので、それは早急にやってもらいたいと。

あともう一つ、天井の電球について職員があそこを上ということも含めて言うと、今、教育長が言われたとおりに何とか今後は電球とともに業者設置、これは費用のかかることです。ただ、事故が起こったときに、では誰が責任とるのということを考えれば、多分、一つの事故が起これば、次の改善策としては今、教育長が言われたような手法をとることになると思うのですけれども、であれば事前にそのところの費用については事情も重々勘案した上でこういう結論だということで、我々にも説明していただきたいし、そういうことであれば、国等も含めて了解できるように、これは私たちも協力したいと思いますので、ぜひその辺もしっかりと進めていただきたいと、いかがでしょうか。

(叶野理事)

今まで気がつかなかったところ、気がついていてもなかなか予算がかけられなかったところもありますので、今、委員がおっしゃられた件につきましては、先ほども教育の課長から答弁ありましたように、できる範囲になるかと思いますが、危険の及ばない程度の予算ということについては検討していきたいと思っております。

よろしくお願いします。

(大山委員長)

よろしいでしょうか。

ほかに何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(大山委員長)

ないようですので、これで教育委員会を終わります。

【建設課】

1. 平成 26 年度雪害対策協議会開催について
2. その他

(大山委員長)

それでは、次に、建設課より報告を受けてまいります。

(建設課長)

建設課のほうから、さきに平成 26 年度の雪害対策協議会を開催しておりますので、その内容について担当課長のほうから説明させていただきます。

(都市計画土木担当課長)

それでは、平成 26 年度雪害対策協議会の開催についてご報告申し上げます。

平成 26 年 11 月 6 日、午後 1 時半から清水沢公民館第 2 研修室で行われました。

出席者は札幌開発建設部岩見沢道路事務所から 1 名、札幌建設管理部長沼出張所から 2 名、夕張警察署 1 名、J R 北海道追分工務所 1 名、夕張市消防署 2 名、夕張市交通安全対策本部 1 名と担当 2 名、最後 10 名が出席しております。

各団体、町内会の出席状況ですけれども、町内会の委員 29 団体のうち、19 団体、20 名の出席で行われました。

この会議資料でありますけれども、資料 1 によりご説明申し上げます。

資料 1 の 1 ページから、16 ページにつきましては、札幌管区気象台の 10 月から 2 月の寒候期予報の資料でございます。また、31 ページには、向こう 3 カ月の予報の情報でございます。

ことしの予報でございますけれども、平成 26 年 11 月は高気圧に覆われ、暖かい日もありますが、気温や降水量、日照時間はほぼ平年並みの見込みです。

12 月と 1 月は、冬型の気圧配置の強さはほぼ平年並みと予想されております。

季節予報では、突風や暴風雪などの現象が発生する日時や発生数が多い、少ないなどについては予測できないため、より最新の日々の天気予報、気象情報、注意報をご利用いただきたいということの気象台のほうからございました。

以上で、寒候期の予報でございます。

次に、国道関係なのですけれども、18 ページになります。

国道 274 号線、滝の上から登川、17.2 キロ、国道 452 号線、紅葉山から鹿島間、34 キロ、合計 51.2 キロ。

昼間ですけれども、5 センチから 10 センチ以上、夜間 10 センチ以上で昼夜も関係なく出動いたします。

紅葉山除雪センター間、三笠桂沢除雪センターで、このエリアをカバーするということでございます。

請負業者は北宝建設株式会社でございます。

また、排雪については、1回は予定しておりますけれども、交差点等、見通しが悪くなった部分については交通の安全を確保するために実施するということでございます。

続いて、20 ページで道道関係でございます。

札幌夕張線、夕張岩見沢線、夕張長沼線、真谷地沼の沢停車場線、夕張厚真線、夕張新得線の計 32.6 キロ及び平成 19 年度から夕張の支援としていただいている旧国道 5 号線 9 キロの支援除雪が行われ、合わせて 41.6 キロが今年度も実施されることでございます。

車道の出動基準では積雪 10 センチに達したとき、今後の降雪により積雪が 10 センチを超えることが予想される場合、交通量が多く、圧雪による交通障害が発生が予測される場合、風雪や地吹雪などによる吹きだまりの発生が予想される場合に出動いたします。

歩道は、10 センチから 20 センチをめどに達したときに出動いたします。

排雪につきましては、2 回ほど予定しております。

請負業者につきましては、南空知道路維持事業共同組合、夕張担当が北宝建設でございます。

21 ページには、北海道よりお願い事項について記載しております。

除雪については早朝 2 時からなっており、夜間 17 時以降は除雪をしないということをお願いしております。

排雪については全排雪を基本としておりますけれども、状況に応じてカット排雪のみにする場合もございますということで、作業中、除雪作業に近づくのは大変危険ですので注意してくださいということになります。

あとは、4 番除雪マナーについて、5 番については道路沿道にある建物の屋根及び雪庇などについての注意事項でございます。

6 番については道路施設についての破損についての連絡事項ということになっております。

また、7 につきましては、夕張長沼線志幌橋の架けかえ工事を行っており、当初は平成 26 年 11 月で開通する予定でしたが、通常により 1 月 30 日をめどに開通するということをご迷惑をかけているということのお願いでございます。

以上で、道道関係の報告でございます。

次に、市道関係ですが、23 ページから 30 ページであります。

23 ページにつきましては、夕張市が行う除雪についてでございます。

1、除雪路線につきましては、市道認定路線の供用開始路線、必要生活道路、じん芥収集路線及び消防活動路線、主要公共施設アクセス道路の 146.7 キロ

を行います。

詳細については 27 ページに記載してございます。

(2)の除雪基準につきましては、15センチ以上になると推測される場合、早朝の午前3時から4時に出動いたします。

降雪状況により出動がおくれる場合もございますけれども、地域の状況や降雪、雪質の状況によっても15センチ未満でも出動する予定でございます。

昼間の出動につきましては、委託車両は通行車両、駐車車両及び作業効率の低下及び安全性の確保を関係上、原則として出動は予定しておりませんが降雪、路面状況により直営作業で主に行い、状況に応じては出動を予定しております。

夜間の手動につきましては、路上施設の安全回避のため、安全性、作業効率からも原則として出動しませんが、これも異常気象の場合においては状況に応じて出動する予定でございます。

続きまして、2の排雪についてでございます。

排雪につきましては商店街、住宅等建築物の連続している地域で、排雪スペースのない市街線を原則として交通障害を起こさないように排雪作業を実施いたします。

また、市内の路線につきましては降雪状況に対応し、門口除雪だとかを状況に応じて対応していきたいと考えております。

3の除雪体制につきましては、路線区分としては市直轄及び委託作業によって実施いたします。

地域区分では、本町除雪センターで若菜以北全域、地区含め市の作業6台、委託車両6社で7台、合計13台の配置でございます。

清水沢除雪センターで、清水沢以南全域の清水沢南部、紅葉山、滝の上地区を市の車両6台、委託車両14社、合計20台で行います。

また、直轄の車両につきましては、関係なく、その状況に合わせた応援態勢を組ながら増強して除雪体制をしたいと考えております。

除雪等の問い合わせにつきましては、以前、除雪センターということでご案内しておりましたけれども、作業中の不在ということで、市建設都市計画道路係の電話番号で皆さんにご周知しております。

続きまして、25ページから26ページについては、夕張市からのお願いということで記載しております。

1番についてなのですが、道路の雪出しということでございます。市道、国道、道道にかかわらず雪を出さないようお願い、協力をしていただきたいと、道路交通法の禁止行為にもありますということで。いろいろ、その情報提供の中で市に寄せられる情報の中に、1の方が雪を出すことによっ

て、あの方が出しているからいいという連鎖反応を起こしてしまうケースもございますので、その辺も各自ご注意願いながら、ご協力をお願いしたいということをお願いしておきます。

続きましては、路上駐車ということで、いろいろ市にも情報が寄せられる中で、除雪が入っていないだとかということで、そのときについては路上駐車による除雪車両が通行できないよということで、かなり同一車両が入っていったときに、雪を抱えていくものですから、その除雪車両が通り抜けられない状況にありましたら、そこに雪を置いてしまうという最悪のケースがございます。

それは、また後で片づけはするのですが、その駐車車両が なら ない、雪もよけられないということで、地域の方がかなり困っているということもございますので、その辺、総合撤去しながら地域の方々にお願いしております。

また、3 の屋根の雪の落雪につきましても第三者被害を起こしますので、十分な雪埋めなど、小まめに取り除くなど、小まめな点検等も実施をお願いしてございます。

4 番目につきましては、子どもたちの事故防止についてなのですが、子どもたちが外に出る時間帯に除雪作業を行う場合、除雪作業に近づかないように声かけ運動を家庭から町内会含めて、ご協力お願いしたいということであります。

市の雪捨て場につきましては、市内、末広、千代田、清水沢、沼ノ沢、紅葉山の 5 カ所に設けております。ご活用していただきたいということで、この場所につきましては広報にも周知いたしますので、ご活用していただくということでご連絡しておきます。

また、町内会の中で雪をためるスペースがあるだとか、その部分、雪が落ちていけば町内会のスペースが確保できるだとか、そういう情報、場所だとかございましたら、随時ご相談くださいということでご連絡はしております。

最後に清水沢 3 丁目の治作さんの急勾配の坂につきましては、路面の凍結により車両を迂回する看板を設置してご協力を願うということで、路面凍結が現在起こっておりますので看板の設置、そしてご協力を受けている状況でございます。

27 ページにつきましては、路線延長の でございます。

28 ページにつきましては、昨年同様の配置計画でございます。

29 ページにつきましては、排雪路線の計画でございます。後でご参照いただければと思います。

以上で、夕張市の除雪計画のご説明を行いました。また、この雪害対策協

議会の前に、昨年とことしの 4 月にご質問がございました道道の末広地区の交通障害につきましては、雪害対策協議会の前に地域町内会等の協議を行いながら、その雪害対策協議会に向けて行ったわけなのですけれども、その自己敷地及び屋根の雪出し、道路の反対側にとうせつによる幅員減少などの防止などのご協力を各戸に再度お願いするという形でお願いしております。

末広地区につきましても、近隣に排雪場を設けておりますので、各自治さんの屋根の雪だとか等については、そちらのほうに投げて利活用していただくようお願いしております。

町内会単位の中で、町内会の関係で排雪もということで検討したということなのですけれども、やはり間口除雪、やはり車の所有者、持っている人、持っていない人の中で、いろいろと対応的に町内会で行うということ、町内会議等の問題もあり、やはりその中ではかなり難しいという形を考えて、今後、町内会で個人の敷地で保有して雪が入れれるというような部分を町内会単位で、町内会で了承を得るなど、いろいろなそういうような情報を得ながらやっていきたいということで考えております。

また、道路管理者につきましては、交通障害になる前、事前にカット排雪など、いろいろな対応、対策をとっていただきたいと。

いろいろ北海道で排雪する場所につきましても、末広地区にある近隣の排雪場を利用しながら、早急な対応、迅速な対応をお願いしたいということで道路管理者にもお願いを、協力依頼をしております。

いろいろなそういう協議の中で、今シーズンの降雪期の対策を行っていききたいという協議もあわせてご報告申し上げます。

次に、最後の夕張警察署につきましては、道東で大雪風雪により事故が起きて痛ましい事故も発生しているので、大雪等が予想された場合、外出等に注意し、天気予報を随時把握していただきたいということでございます。

この時期になると日が暮れるのも早いため、早目のライトの点灯を行ってほしいと、冬期の運転については路面状況にあわせた運転を心がけてほしい、アクシデントに備え、スコップやスノーヘルパーの準備を早目に行ってほしい。

警察のほうからも路上駐車には絶対行わないようにしてほしいということもございました。歩行者による事故に備え、反射素材のついた衣服を着ていただきたいというお願いもございました。

また、近年、除雪器によるトラブルというものもありますので、警察に寄せられる情報もありますので注意されたいということ。

屋根の雪下ろし、事故に備え一人で屋根の雪下ろしを行わない、1 人で行うときは家族、近隣の方に声をかけて行ってほしいということがございました。

続きまして、ＪＲ北海道からは踏切事故防止の取り組みについてのお願いでございます。踏切に侵入する場合、徐行運転を行ってもらいたいと。

昨年も何かあったような、夕張管内以外でもあったようなのですが、屋根からの落雪が線路内の敷地に落ちたということで、事故にはつながらなかったケースなのですが、線路敷地に屋根の雪が落ちた場合は、自分で処理する前に最寄りの駅、夕張でいくとＪＲ 及び紅葉山駅に早急にご連絡していただきたいと。個人でひろ敷地に入ると大変危険ということでございます。

夕張消防署からについては、屋根雪の除雪の注意事項、除雪機による事故啓発、緊急救急車の出動も多く市外の搬送ということもふえていて、冬期の除雪作業について十分、注意し、除雪事故がないように注意していただきたいというお願いがございました。

夕張市交通安全対策本部からは、先週の飲酒運転による痛ましい事故が発生しましたので、特に年末年始の飲酒運転の根絶の協力をお願いがございました。

各出席者の委員の中からの要望事項につきましては、宮前町内会の方々からの宮前から清陵町におりて行く小学校の道路なのですが、歩道をきれいに除雪することによって、ちょっと滑るという部分もあると、危険な部分もあるということでありますので、その辺については支援路線でございすけれども、夕張市と北海道が協力しながら、路面状況を見ながら協力して路面管理を行っていきたいということでもあります。

夕鉄バスにつきましては、まだ路線バスの運行については昨年と同じ部分なので、出入り口の除雪についてはお願いしたいということでもあります。

紅葉山連合町内会につきましては、紅葉山地区に通る 274 号と 452 号につきましては、横断歩道につきましてはの除雪についてやられる場合とやらない場合があるので、その辺の対応についても児童や生徒がバス通学、時間帯については除雪をお願いしたいという申し出がございます。

あわせてのぞみ小学校の旧学校敷地の中については、団地と団地間の連絡通路として現在まで利用されておりましたけれども、今後、民間に譲渡され、今後の形はどうなっているのかということのご質問でございまして、 確認施設管理者と確認しておりますので、今後も同等通れるようになっております。

あと、沼ノ沢町内会につきましては、信金さんの廃校により信金さんの駐車場に子どもたちのスペースがあったけれども、これは信金さんが により除雪しないということで、国道、市道に協力体制が求められております。これについては、信金さんに了解を得ながら、双方で協力体制で行っていき

たいと思っております。

以上で、雪害対策協議会のご説明を終わります。

(大山委員長)

その他ございますか。

(都市計画土木担当課長)

夕張市シューパロダム淡水試験につきましてなのですが、淡水試験は平成 26 年 11 月 13 日、8 時 5 分に最高位に達しております。

13 日から 15 日、9 時まで満水位を保ちながら、15 日 9 時より貯水量を徐々に下降させております。

下流域についての川の水の増水については、広報等を通じて周知しております。

以上で、シューパロダムの淡水試験のことを申し上げます。

以上です。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

(厚谷委員)

資料の 28 ページの確認でございますけれども、この資料の中で除雪器械配備計画ということで、平成 26 年度というふうに上のほうになっておりますが、委託業者数については、平成 25 年度に実施した事業者数を記載ということでございまして、それで質問でございますが、26 年度の委託契約については予定どおりこの件数でよろしいのかということが 1 点と、それから近年、特に委託事業者については人的確保等々含めて、除雪の体制づくりがだんだん困難になってきているというお話を伺った経過もあるのですが、今年度については特にそのような契約がなかなか締結できないような、いわゆる対応が厳しいというような状況があったのかどうか、この 2 点についてお願いいたします。

(都市計画土木担当課長)

28 ページの業者数につきましては、11 月 12 日に入札を行い、昨年同様、同じ業者数で入札、車両配置が決定しております。

除雪計画の後で、質問なのですが、業者数等、今後の状況についてということで、いろいろ除雪体制を組む場合、夏の時期からアンケート調査を行い、今回、1 社が 1 社 2 車両ができないというアンケートの結果、いろいろ市内除雪対策連絡協議会等を通じて市内に指名登録のある業者さんを指名いたしまして、そちらのほうが落札して、できないという、今年度について

はクリアしております。

今後、その運転手の高齢化に伴い、今後の対応につきましてもかなり業者さんにつきましても苦慮している状況ということでは周知しております。

今後の体制についていろいろ協議しながら、業者委託の部分も含め、市の直轄路線の運転手確保についてもかなり苦慮している状況なものですから、今後、対策を強化しながら進めてまいりたいと考えております。

(大山委員長)

よろしいでしょうか。

ほかにございませんか。

(議長)

今、雪害対策のこの報告があったのですけれども、もう少しちょっとポイントを押さえた報告をしていただきたいと思うのです。

というのが、まず昨年まで、もっと言うと例年までと比べて何か大きく変わった点があるのかないのか、それと一番大事なのは当日、諸団体、地域いろいろと呼んで説明会を開いているのでしょから、例えばこういった問題点のご指摘を受けたとか、こういった部分の問題点がいろいろあったとか、そういうご意見があったのかないのか、そういう部分が全く見えないし、ただ、だらだら長く説明していればいいというものではなくて、もっとポイント、ポイントをまとめてそういった報告をしないと、例年どおりのこれだったらあれですから、だからそれだったら資料をごらんくださいでいいのですよ。そこをもう少し、ちょっと報告をまとめて、当日のやっている中身、もっと見えるような報告の仕方というのをちょっと少し心がけてください。

今の中身だとちょっと当日、雪害対策、結局何を、どんなご意見が上がったか見えないです。逆にあったのだったら教えてください。

(都市計画土木担当課長)

先ほどの説明の中で具体的に今後ポイントをつかまえてご説明させていただきたいと思います。

あと、委員からということの話で、宮前町内会さんからの先ほどきれいに除雪すると滑るということの部分については宮前町内会からございました。

あと、夕鉄バスさんからのお願い、紅葉山地区のお願いということの沼ノ沢地区という形で先ほどご説明したとおりでございます。

(議長)

そういう部分のご意見であったと、そして末広地区の問題については、これはこれで当たってことし 4 月等々の質問、委員会の中での質問等もあったから、こういうふうに個別案件で当たっていますよというような部分もあったけれども、しからばそういう部分を含めてこういうご意見が出てきたから、

こういう部分についてはこういうふうにしていこうと考えていますとか、そういう部分がやはり報告案件でまとめていくべきではないのかなと思いますし、もう少し、ちょっとこの除雪対策の今後においてこの報告の仕方、そういう部分を少しちょっと工夫されてはどうですか。

(都市計画土木担当課長)

はい、今後、検討させていただきたいと思います。

(大山委員長)

よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(大山委員長)

ないようですので、これで建設課を終わります。

【上下水道課】

1. 水道使用料・下水道使用料納入通知書について
2. その他

(大山委員長)

それでは、次に上下水道課より報告を受けてまいります。

(上下水道課長)

上下水道課より報告いたします。

お手元の資料の 1 番目ですが、水道使用料、下水道使用料納入通知書についてでございます。

今般、水道料につけます納入通知書につきましては、10 月に上下水道料金システムの更新にあわせまして、コンビニでも納付できる様式に変更いたしました。

現行では、上下水道料金の納めるところは取り扱い金融機関、郵便局、またはゆうちょ銀行、市役所の窓口で取り扱っておりましたが、料金システム更新によりまして新たにコンビニエンスストアでの納付も可能としたところであります。

実施に当たっては、共働きなど生活様式が多様化している状況から、納付の利便性、納付意思の向上を図られることと、市内はもとより、全国で休日、夜間を問わず納付することが可能となったところであります。

また、近隣の自治体の広域料につきましても、既にコンビニ納付を実施しておりますので、夕張市の上下水道料金につきましても今回のシステム更新

にあわせてコンビニでの納付を可能としたところであります。

なお、今後の変更後の納付書による支払い対象者でありますけれども、現在、7割の方が口座振替を利用しております。残り3割、約1,500件の方が納付書による支払い対象者であります。

今後も納付書払いの方々が便利な口座振替に切りかえていただくよう、口座振替の利用を推奨していきたいと考えているところであります。

変更となる納付書であります、今月11月末に発送される納付書から適用しようとしております。

1の納付書の様式であります、2ページ以降に添付しております表面と裏面となっております。

2番目の利用できるコンビニでありますけれども、セブンイレブン、セイコーマートなどで詳しくは納付書の裏面に納付できるコンビニが記載されております。

次に、3番目の注意事項であります、コンビニ納付できない場合を記載しております。記載されている事項でコンビニ納付ができない場合は、従来どおり取扱金融機関、または市役所窓口で納付することができます。

納入通知書につきましては以上です。

次に、2のその他がございます、資料の2でございます。

ことしも水道と下水道に関する出前講座を開催したところであります。

これは民間委託会社による地域貢献の一環としまして、上下水道に関する理解を深めることを目的に、昨年度に引き続きことしも実施したところでございます。

開催日等につきましては、資料記載のとおり11月14日、夕張小学校で夕張小学校4年生、36名を対象に行われました。受託会社は、水道は麗水株式会社、下水道は、株式会社データベースが行ったところであります。

内容であります、それぞれパワーポイントへの説明、また水道はマクロ化の実験、下水道では顕微鏡を使用した微生物の観察と小学校の浄化槽設備の見学を行ったところであります。

資料2枚目は、出前教室の様子を添付してございます。

今後も次年度以降、継続的に実施する方法で受託会社と調整を図っていきたいというふうに考えております。

以上で説明を終わります。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(大山委員長)

ございませんか。

ないようですので、これで上下水道課を終わります。

【総務課】

1. 夕張市職員給与条例の一部改正について
2. 秋の叙勲受賞について
3. その他

(大山委員長)

それでは、次に、総務課より報告を受けてまいります。

(総務課長)

総務課は私 1 人でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

総務課からは記載のとおり 2 点についてご報告を申し上げます。

まず 1 点目、市職員の給与条例の一部改正についてでございます。

次ページの別紙 1 をごらんください。

この給与改定のポイントですが、本来の国家公務員に対する給与勧告、すなわち人事院勧告の取り扱いについて、本市としてどのように取り扱っていくかという考え方をこれから説明させていただきたいと思ひます。

その前に、別紙 1 の次のページ、参考として本年度の国家公務員給与に係る本年の勧告内容を載せてございます。

1 番目の俸給表の改定から 5 番目の寒冷地手当の改定について記載しているものでございます。

記載のとおりでございますが、俸給表でいけば平均 0.3%、若年層に厚く俸給表を改定していくという中身、初任給調整手当は記載のとおり、医師に対する初任給調整手当でありまして、医療昇給俸給表の 1 表を改定しようとするものでございます。

なお、本市については、医療職の 1 表を利用しているという状況にはございません。

次に、通勤手当の改定でございますが、近年のガソリン等の燃料費の高騰によりまして、民間の通勤手当の支給状況が変わってきているということを踏まえての通勤手当の改定でございます。

4 番目、期末勤勉手当でございますが、官民比較におきまして支給月数を年

間 0.15 月引き上げ、4.1 月に改定しようという勧告の中身でございます。

寒冷地手当でございますが、国が定める条件に従いまして積雪状況、降雪状況、あるいは最低気温、平均気温、こういった条件に鑑みて支給地域を級ごとで区分しているものでございます。

ちなみに、夕張市は 1 級の地域というふうになってございます。

こういったもろもろの基本級、諸手当を国家公務員について、本年について改定しようとする中身でございますが、実施時期については本年 4 月 1 日にさかのぼって改定をするというのが、国家公務員の人事院勧告の中身でございます。

こういった勧告について、冒頭申し上げましたとおり、本市として国家公務員給与に準拠して級改定を行うのかどうなのかという部分でございますが、別紙 1 にお戻りください。

本市といたしましては、財政再建化にあるという状況を踏まえまして、市職員の給与改定につきましては、期末勤勉手当の勤勉手当について国家公務員に準拠して 0.15 月を引き上げようとする考え方でございます。

なお、給与改定の基本的考え方でございますが、ここに記載のとおり人事院勧告の役割、性質、こうしたものを踏まえまして本市としましても財政再建の途上にはございますが、勧告が持つ意味と役割を踏まえるとともに、職務に対する職員の士気向上を図る観点により、国家公務員に準じて給与改定を行うということにしております。

改定の内容につきましては、先ほど申し上げたとおり、期末勤勉手当のうち勤勉手当が 0.15 月、上乘せとなりますことから改定の内容は記載のとおりでございます。

なお、3 ページ目の最近の国家公務員の給与勧告と夕張市の職員の給与実態はどのようなになっているのかということも参考に記してございます。

今回、改定をしようとする一時金、すなわち期末勤勉手当ですが、3.15 月から 3.3 月になるものでございまして、国家公務員の 4.1 月と比較して 0.8 月の削減という状況でございます。

なお、この 0.15 月の期末勤勉手当の改定は、財政再生計画の変更を伴うものでございまして、とりわけ期末勤勉手当については再生計画、本文に記載がされているものでございます。

この本文の中身を国家公務員維持して、1 月削減という表現を実際の支給月数である 3.3 月にするものということで文言を修正するということでございます。

この後、財務課のほうから今回の財政再生計画の変更について説明がなされるというふうに思いますが、そういう中身でございますことをご理解いた

できればというふうに思います。

続いて 2 点目ですが、秋の叙勲受賞についてでございます。

既に報道等でご承知かと思いますが、このたび紅葉山に在住の板谷務さん、72 歳、男性ですが、旭日単光章を受賞されました。

この受賞に当たっては、長年にわたって本市の選挙管理委員会委員として従事された功績に対して旭日単光章が受賞されたものでございます。

板谷さんの本市の選挙管理委員会委員としての略歴は記載のとおりでございますが、選挙管理委員長を約 10 年 5 月、努められたということでございます。

なお、この受賞は北海道知事からも伝達式において受賞されたものでございまして、知事からの伝達式は記載の通り平成 26 年 11 月 6 日、札幌市内で挙行されたという報告でございます。

総務課の報告は以上でございます。その他はございません。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで総務課を終わります。

【財務課】

1. 財政再生計画 11 月変更について
2. 11 月補正予算について(補正予算調書)
3. 夕張市税条例の一部改正について
4. その他

(大山委員長)

それでは次に、財務課の報告事項につきましては、関係課長等が出席しておりますので、初めに(2)まで報告を受けてまいります。

(財務課長)

今、委員長が申しましたとおり、1 番目と 2 番目、これは再生計画の変更、それとそれにかかわる補正予算でございますので、これら関係しておりますので 2 件一括して説明をさせていただきます。

資料 1 をごらんください。

まず、今回の変更につきましては、第 3 次(9 月)変更以降に生じました新た

な課題に対するものでございます。

計画変更後の収支増減でございますが、約 7 億 7,000 万円となっております。

次に、財源でございますけれども、国、道支出金などの特定財源を活用するほか、一般財源につきましては平成 25 年と決算剰余金にかかる繰越金により対応をしておりますので、再生計画の期間の変更はございません。

それでは早速、内容へ移らせていただきます。

初めに、歳出関係でございます。

1 番目と 2 番目は関連しておりますので、一括を説明申し上げます。

幸せの黄色いハンカチ基金の積立でございますが、5 月以降に特定団体を指定して寄附された当該寄附金を幸せの黄色いハンカチ基金へ積み立てるというものでございます。

その積み立てたものを 2 番目でございますが、特定団体、本件につきましては特定営利活動法人夕張ファンタほか、4 団体に補助をすると、助成をするという内容でございます。

次に、3、4、5 番目でございます。これも一括でございます。

基金に積み立てている利子につきまして、現行予算を上回ることから追加するという内容でございます。

基金面につきましては、財政調整基金、それから減債基金、財政再生計画調整基金ということで、3 基金になっております。

続きまして、6 番目の人件費でございます。これは、先ほど総務課長から説明された内容でございますが、人事院勧告によりまして勤勉手当、0.15 分の引き上げ勧告があったことから、国の取り扱いによりまして相当分を引き上げ、それと関連する共済費、これを追加するという内容でございます。

次、7 番目から 10 番目まで、これも関連でございます。ただいまの人件費につきまして、特別会計に繰り出すという内容でございます。

次、11 番目から 14 番目ですけれども、これも一括説明申し上げます。

社会保障税番号、いわゆるマイナンバー制度対応システム改修でございます。

これは、各システムにおきまして改修をするという経費を計上するという内容でございます。

次に、15 番、16 番でございます。これにつきましては、介護保険事業会計操出金と後期高齢者事業会計操出金でございますけれども、ただいま説明申し上げましたマイナンバー制度導入に伴うシステム改修に要する経費を繰り出すと、一般会計から繰り出すというものでございます。

17 番でございます。農地台帳システム整備でございますが、農地法の改正

に伴いまして農地台帳のシステム化が義務づけられたことによりまして、システム整備を行うものでございます。

18 番目、千代田バイオ農園運営でございますが、電気料の再値上げと冬期間のパネルヒーター等による施設の温度管理が必要となったことから、光熱水費を増額するものでございます。

19 番目、農地中間管理事業でございます。農地中間管理事業の推進に関する法律成立に伴いまして、北海道農業公社より農地保有者への制度、周知などの受託事業に係る経費を計上するものでございます。

次、20 番と 21 番については、財源振りかえでございます。地域づくり総合交付金と一般財源との財源振りかえを行うという内容でございます。

22 番目、合併浄化槽設置補助でございます。民間賃貸住宅建設費補助制度によります 3 棟の共同住宅建設に係る浄化槽設置補助について、当初予算を上回る見込みから施行するというものでございます。

次、23 番目、定期予防接種であります。予防接種法に基づく疾病の分類に平成 26 年 10 月 1 日より新たに水痘及び高齢者肺炎球菌が定期予防接種実施として追加されたため、増額計上するという内容でございます。

24 番目、障害福祉サービス給付費でございます。これは、利用者の増加と障害の特性に応じたサービス利用に伴う増額でございます。

25 番目、障害者福祉システム改修でございますが、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正に伴うシステム改修事業から国庫補助の対象になったため財源振りかえをするものでございます。

26 番目でございますが、生活扶助等給付費、これら生活保護費でございますが、入院日数の長期化などによりまして医療扶助に係る給付費が増加したことによるためでございます。

27 番目、中学校屋内消火栓配管漏水調査でございますが、消火栓作業ポンプの配管漏水の疑いがあるため、原因を特定するための調査を行う経費でございます。

28 番目、小中学校共同調理場整備修繕でございます。いろいろありますけれども、ガス、回転釜、分解整備など、給食調理場設備の不具合が生じているため、修理を行うというものでございます。

29 番目、人件費、指導研究費の人件費でございますが、地域づくり総合交付金が当初予算を逆に下回ったことから、一般財源との財源振りかえを行うことでございます。

30 番、地域おこし協力隊採用でございます。これは、石炭博物館の担当でございますが、協力隊 1 名を採用しまして、石炭博物館の新体制を確立していくための偽の業務や 4 月から実施予定の文化庁の補助事業の準備にかかる

業務を行うための採用でございます。

31 番目、サングリンスタジアム窓ガラス等修繕でございます。これは以前に報告したものでございますが、サングリンスタジアムに侵入しガラス、鏡 21 枚を破損する事件の発生に対しまして、修復費を計上するというものでございます。

32 番、平和運動公園管理でございます。株式会社サングリン太陽園がネーミングライツスポンサーとなることが決定されたために財源振りかえを行うものでございます。

33 番、美術品修繕でございますが、美術品の修繕に係る予算につきまして、一括委託料に振りかえるものでございます。また、振りかえたことにより減額が生じたために減額補正をするという内容でございます。

34 番目、財政調整基金積立でございます。平成 25 年度決算によりまして発生した剰余金につきまして、11 月変更で必要となる経費を除き本市財政調整基金条例に基づき積み立てをするという内容でございます。

最後になります。衆議院選挙、最高裁国民審査執行でございますが、これは報道等で皆さんご存じのとおり、衆議院解散に伴う総選挙及び同時に執行される最高裁判所裁判官国民審査の管理執行に基づく経費、これらを追加するという内容でございます。

以上が歳出でございます。

次に、歳入の部分でございますが、記載のとおり歳出経費に関連する国、道支出金が繰入金などの特定財源を追加して措置しようとするものでございます。

総額につきましては、歳出同額の 7 億 7,020 万 9,000 円となっております。

次に、計画本文の変更でございます。

まず、(1)の人件費関係につきましては、期末勤勉手当の を現行の 1 月削減から 3.3 月とし、改正するものでございます。

なお、内容の詳細につきましては、総務課長から先ほど報告したとおりでございます。

また、(2)の市税に関する部分につきましては、軽自動車税標準税率の 1.5 倍を 1.5 倍以内とし改正するものでございます。

経緯及び内容の詳細につきましては、報告事項 3 の担当課長から説明をさせていただきますということにします。

次に、資料 1 の 2 につきましては、平成 25 年度実績によります置きかえと平成 26 年 9 月の の比較でございます。ご参照願いたいと思います。

また、毎回、お断りしているのですが、道議会におきまして国、道と協議中でございます。したがって、内容の変更生じるという場合があることを申

し添えておきたいと思います。

資料 1 につきましては終わらせていただきまして、引き続き資料 2 の説明したいと思います。

補正予算調書でございます。

1 ページ、一般会計の款別総括でございますが、総額 7 億 7,020 万 9,000 円で、財源内訳が国、道支出金が 1 億 1,029 万 5,000 円となっております。

内訳につきましては、国庫支出金が 5,478 万 8,000 円、道支出金が 5,550 万 7,000 円でございます。

その他につきましては、624 万 7,000 円でございますが、その内訳は利子が 96 万 2,000 円、寄附金が 23 万 1,000 円、基金繰入金が 307 万円、諸収入が 158 万 4,000 円ということでございます。

残る一般財源の 6 億 5,366 万 7,000 円につきましては、平成 25 年度の繰越金を充てるものでございます。

また、一般財源のうち、財政調整基金積立金を除いた実質事務事業に係る財源につきましては 1,080 万 9,000 円となっております。

次に、2 ページでございますが、一般会計事項別明細についての内容につきましては、先ほど資料 1 で事業の概要を説明しておりますので、省略をさせていただきます。

また、ごらんのとおり、経費面、金額、財源内訳となっております、適用欄には節の区分、金額、特定財源の名称を記載しております。

なお、予算の組みかえについては、計画変更を有しないものではありませんけれども、補正予算の 事項となりますので、ここでは人件費の項目を挙げているところでございます。

次に、特別会計でございます。11 ページです、国民健康保険事業会計でございます。

これにつきましては、まず国庫準備基金の積立金であります、これは基金の定期預金積立に伴う利息の増でございます。

2 番目の人件費につきましては、これは一般会計、先ほども言いました人勧によるものでございます。

3 番目の過年度過誤納還付金でございます。これは、平成 25 年度療養給付費負担金、特定健康診査等負担金及び平成 22 年度調整交付金の各精算に伴う返還金が生じたものでございます。

予算総額でございますが、補正前が 17 億 7,254 万円、補正額 3,066 万円、補正後、18 億 320 万円となっております。

なお、一般財源につきましては、国民健康保険準備基金繰入金と一般会計繰入金でございます。

次に、12 ページ、公共下水道事業会計でございます。これは、1 件でございますが人件費、人勧に伴うものでございます。

予算総額、補正前が 2 億 7,591 万円、補正額 13 万 1,000 円、補正後の額が 2 億 7,64 万 1,000 円ということになります。

次に、13 ページ、介護保険事業会計になります。

これにつきましても、マイナンバー制度の導入に対する改修と人件費でございます。

それから、人件費で人件費 2 件ありますけれども共に人勧にかかわるものでございます。

一般財源につきましては、介護保険料と一般会計繰入金で賄うことになっております。

予算総額、補正前が 15 億 4,054 万 6,000 円、補正額 181 万 7,000 円、補正後が 15 億 4,236 万 3,000 円でございます。

後期高齢者医療事業会計、14 ページでございます。

これにつきましても、マイナンバー制度導入に伴う改修費、それと人勧による人件費でございます。

それから、もう一つ、3 番目に高額療養費還付金というのがございます。これは、高額療養費及び高額介護合算療養費の還付金が生じたものでございます。

一般財源につきましては、全て一般会計繰入金で賄うということになります。

予算総額でございます。補正前が 2 億 6,704 万 4,000 円、補正額 219 万 5,000 円、補正後が 2 億 6,923 万 9,000 円となっております。

以上、一般会計と特別会計の報告を終わらせていただきます。

次に、水道事業会計でございます。これにつきましては、担当課長より報告をいたします。

(上下水道課長)

水道事業会計補正予算について、水道事業会計補正予算調書によりご説明いたします。

補正予算調書の裏面になりますが、収益的支出の営業費用、配水及び給水費、修繕料及び委託料の追加補正であります。

追加補正額は 312 万円で、主な内容であります。修繕料につきましては清水沢 配水池の配水管の漏水修理及び南部 町の配水管の漏水修理の利活で 200 万円、市内各所の配水管の漏水修理費として 100 万円をそれぞれ計上し、合計 300 万円の追加補正、また委託料につきましては、年末年始にかかる水道修繕受け付け業務の委託料として 12 万円を計上するものであり

ます。

以上で、水道会計の補正説明を終わります。

(財務課長)

1 番目と 2 番目の説明が終わりましたので、ここでご質問等をいただきたいと思います。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、ここまでの報告に対する質疑を受けてまいります。

(熊谷委員)

資料 1 の 1 ページ目のところで、歳出関係の 2 番目、幸せの黄色いハンカチ基金助成で 23 万 1,000 円ですが、説明で夕張ファンタ外 4 団体というふうにあったと思うのですが、全ての団体の名称を教えてくださいと思います。

(財務課長)

夕張ファンタのほかに特定非営利 法人ありーさです、これは 5 万 1,000 円でございます。夕張ファンタは 9 万円となっております。

次に、夕張ライミングクラブ、これは 3 万円、ミュージックセミナー十校委員会 5 万円、夕張子育ての会、これが 1 万円と、合計 23 万 1,000 円でございます。

以上です。

(大山委員長)

ほかにございますか。

(厚谷委員)

資料 1 の番号でいうと 30 番、地域おこし協力隊採用ということで、これまで産業課ですとか、まちづくりの関係での採用というのはあったと思うのですが、今回、教育費に計上されることになりましたので、ここの説明に含めてどのような活動をされる予定かということについて少しご説明いただきたいと思うのですが。

(教育課長)

この地域おこし協力隊ですけれども、平成 29 年 3 月の石炭博物館の指定管理期間終了を見据えまして、博物館の活性化、さらにはそれと連動した観光の振興等を 1 名を採用し、博物館の新体制を確立していくための連絡調整や 4 月からの実施予定の文化庁の補助授業地域らかかる利用を行わせるところであります。

(大山委員長)

よろしいですか。

ほかにございますか。

(角田委員)

先ほど熊谷委員から 2 番目の特定団体への指定寄附ということの中で、それぞれの団体に配分したということになっています。一般的にプロポーザルをしたという形ではなくて、特定寄附ということの中でこのようにしたという判断が報告になっているのだけれども、これはそれぞれ額も違う、事業も違うから額も違うのでしょうけれども、この辺のいわゆる金額が違うことと、特定の寄附というのはどういう目的、寄附者の目的、意向としてはどういうものがある、それによってこれらの団体にどうしてこういう額がいったのかということが明確でないと、いわゆる一般的なプロポーザルでいろいろな活動されている方々がアプローチしていく側と、特定団体寄附なのでということで一括でばあっと片づけるものとの明らかにお金を使うのだけれども、明らかに手法が違うことと、ではどういう理由でこういう金額の差が出たのかということも理解できないままに総額で提示されているのですよね。

この辺は、やはり寄附という性質のもの、それとほかの団体がいろいろな形でプロポーザルという形でその資金を得ながら活動続けていることを考えると、ちょっと説明としてこれ足りないのではないかと私は思うのだけれども、その辺どうでしょうか。これは総務課から出ているのですが。

(まちづくり企画室長)

角田委員のご質問にお答えいたします。

まず、基本的に指定団体寄附の定義なのですが、これは寄附者がこの団体にこの金額を寄附したいという形で寄附が行われるものを指定団体寄附というように整理しております。

市としては、基本的には一般的に使い道を市で考えてくださいという寄附と、こういう事業に充ててくださいという事業を指定する寄附と三つ目にこの指定団体寄附というような形で最大限、寄附者の意思を尊重した形で使い道を我々としては考えていきたいということで、これまで運用してきたところでございます。

ただ、一方で、ご指摘のようにその指定団体寄附については団体指定ということで、その使い道が具体的にどういうものであるかということをして市としても主体的にやはり捉えて適正な使い方が行われているかどうかまで確認すべきではないかということは内部でもいろいろ議論がありますので、この点については現在、検討中でございますけれども、来年度、運用の改善を見据えて検討するという状況でございます。

以上でございます。

(角田委員)

問題意識はあるということとの認識であるのは大事なことだけれども、やはり納得できない方々たくさんいると思うのです。それは、寄附者がいてそれを活用するのはいいのだけれども、であれば各団体が特定の寄附をもらうためにいろいろな活動、本来であれば窓口が一つで、行政に対してプロポーザルをしてそれぞれ審査を受けた上で均等ですよ、今。みんな同額ずつもらっている中で、こうやって額も違えば、事業内容は当然、違うのだから額も違う、だけど一般的には均等配分で、プロポーザルも審査を受けた上で均等配分しかもらっていないわけですから、この差をやはり理解してもらうためには、やはりもう少しちゃんとした説明をしないといけないという、課題を持っているというのであれば、これしっかりこういうたぐいのものについては、こういう形でこういうルールがありますということ含めて示さないと、やはり同じ活動、市内でいろいろなことをしている中で、かなり疑問に思われる方も多く思うし、まして公的にこうやって 1 回集めたものは公的に処理をしているところも多々あるわけだから、そこら辺は明確に説明ができるような手だてが必要だと思うので、この今のこの団体の説明では私は不足だと思うので、その辺、不足に、今でなくていいから、今後、示した上でそういうことを執行していただきたい。

(大山委員長)

答えはいいですね。

(角田委員)

やるという認識だから。

(まちづくり企画室長)

もしかしたら、ちょっと誤解があるのかもしれませんが、一つこの金額については先ほど申し上げたとおり、寄附者がこの団体にこの金額を渡してくれというようなところまで指定がされているので、我々が任意でこの団体の寄附を例えば 3 万円、寄附あったところを 9,000 円にしているとか、5,000 円にしているとか、そういうものではないということは事実として。

(角田委員)

そのとおりだと思うので、いわゆる使い道についてやはり受けた側の報告は取りまとめるようにということの方向でやっていくということであれば、そのようにしてください。

(大山委員長)

ほかにございますか。

(角田委員)

22 番、合併浄化槽の件で、合併浄化槽の件で出ておりますが、民間住宅の建設補助を活用したということの中で、当初予算を上回る見込みであるということで補足分、不足分を補うという形で 178 万 5,000 円と提示されていますが、本来、先般の委員会でも 4 棟建つ予定が 3 棟になったという報告を受けています。

その中で、3 棟でありながらも不足が出るというのはどういうことなのでしょう。

(市民課長)

角田委員の質問にお答えします。

合併浄化槽の設置補助につきまして、当初予算計上するにおいて、その次はないのですよね。建てる浄化槽を設置する住宅なり、それからアパートの課というのを正確に把握して切れてない状況がございます。

それで、年度当初の予算においては、一般住宅を 5 とそれからアパート部についてを 1 棟の補助額を見込んで当初予算を立てております。

今年度におきましては、一般住宅が 5 棟、それからアパートが 3 棟ということで結論でございますが、そういったことになっておりますので、不足分の 2 棟分についての補助を行うということでございます。

以上でございます。

(角田委員)

市民課として、衛生費としてはそういうことだというものだろうけれども、この民賃アパートについては、今までもいろいろな議論をしてきたのですね。これは、市民課ばかりでなく、まちづくりも含め、行政全体で民賃住宅のこのたびは 4 棟目標の中で、残念ながら 3 棟という報告を受けているのだけれども、これセットでしょう、実際のところ。なぜセットでないのか、そこが疑問なので、それは担当課としてはそういうことなのかもしれないけれども、その辺の議論はどのようにされたのでしょうか。

(まちづくり企画室長)

はい、角田委員の御質問にお答えいたします。

確かに、一番きれいな整備としては民賃の 24 個を計上した時点で、それに関する他の予算についても同じような前提で計上するというのが理想だと思います。

現に、我々としてはやはり市民課との昨年度の予算編成協議時点において、そういった形のやりとりというものは現に行われていなかった結果が、こういう形の補正予算の計上という手続きに至ったということは事実でございますので、今後、そこは横断的な形で予算計上というところも十分、精査して

まいりたいと思います。

(角田委員)

基本的に一つの事業の中で、合併浄化槽がつくのはもう当たり前、セットということの中では、今、担当課長が民間住宅はいわゆる一戸建ての住宅とアパートの戸数を言ったけれども、本来、そういう考え方ではなくて、一体的には予算を組むということの中では、やはりそれはセット、絶対、必ず今、集合住宅つくった折りに合併浄化槽がつくらないところはないわけですから、その中で今年度は予算がありませんみたいなことで建設しようとする方々にそんな説明するわけにはいかないということからすれば、今後、やはり促進するという市の方針があるのだから、やはりそこは当たりのセットとして、その辺は予算組も含めて考えていく方向でいいですね。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(角田委員)

軽自動車……まだ行っていない。済みません。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(議長)

ちょっと予算面の部分とちょっと異なるのですけれども、31番サングリンの今回の窓ガラスの破損等にかかわる修繕のことなのだけれども、これはその後というのはどういう報告を受けているのか、結局。

まず、修繕は修繕でここで百数十万と出ているのだけれども、その後、事件性ということになって、警察等のもちろんそういった捜査の段階もあるのだろうけれども、その後さっぱり見えてこないで、どういうふうになっているのかなと思って。

(教育課長)

今のご質問ですけれども、警察のほうではその後も調査については進めているというところであります。

ただ、状況が状況ということですので、犯人を逮捕するまでには至っていないというところで、何かあれば警察のほうからは随時情報はいただけるということにはなっております。

(議長)

これは、捜査段階の話でいろいろと表に出せること、そうでないことも当然、いろいろあるでしょうし、ただ、本市としてはこれだけの大きな損害を受けて、明らかにああいう形の事件性だというのがみえみえなものなわけですから、当然、これはいち早くそういった部分、捕まえることが一番、も

ちろんそれはいいのだけでも、この辺はある程度、進捗状況言いましょう、これだけのもうどうであれ大きい問題になっていますし、このたびこういうことで修繕費の計上をされているわけですから、以前、これはたしか委員会等でもその後のあり方の部分で、こういった屋外施設の管理体制のあり方の部分もちっとお話させてもらったことなのですから、そういう部分もそれこそ合わせて今後ちっと新たな進捗も含めて次回以降、報告できるものについては随時報告していただきたいと思います。

お願いします。

(大山委員長)

ほかに何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、以上で、関係課長等につきましてはここで退席いたします。

(大山委員長)

それでは、引き続き財務課より報告を受けてまいります。

(財務課長)

それでは、3番目なのですが、夕張市税条例の一部改正についてということで、先ほどもお話ししましたとおり、再生計画本文の に関連する事項でありますので、担当課長のほうから詳細について説明いたします。

(税務担当課長)

私のほうからご説明させていただきます。

今後、開催されます市議会に夕張市税条例の一部改正について提案を予定してございますので、その内容についてご説明をいたします。資料3をござんになります。

まず、平成26年度における税制改正において、軽自動車税の見直しが行われました。

その内容ですが、1点目、軽四輪車等及び小型特殊自動車の標準税率を自家用車が1.5倍、その他は1.25倍に引き上げ、これは平成27年度分から適用となりますが、軽四輪車等は27年4月1日以降に最初の新規検査を受けるものから新税率が適用となります。

2点目、最初の新規計算から13年経過した軽四輪車等については、標準税率のおおむね20%の重課を導入することとなりました。こちらは、28年度からの適用となります。

3点目、原付及び二輪車の標準税率を1.5倍、最低が2,000円ということに引き上げとなります。これも27年度からの適用ということになります。

次に、本市における軽自動車税の課税状況ですが、ご承知のとおり平成19年度以降、自主財源の確保策として標準税率の1.5倍の税率を市民の皆さん

にご負担いただいております、現行の財政再生計画案においても継続をしているところであります。

次に、今回のこの税制改正に対する市の基本的な考え方がありますが、標準税率がまずこのような大幅な引き上げが起きるということは当時、想定外だったということ、現在、市は 1.5 倍という制限税率を採用中でありまして、これ以上、さらなる市民負担を求めることを非常に厳しいということ。

しかしながら、現再生計画案における自主財源確保策として行われている超過税率は継続していく必要があるという認識のもとに、夕張市としての具体的な改正内容を検討してきたところであります。

そこで、案としまして、これまでの標準税率の 1.5 倍という方針を改めて、税法改正に準じた標準税率の引き上げを行った上で、従来、標準税率上乘せしている加算額、金額をそれぞれの区分に応じて上乘せをするということ、さらには税法改正の内容に準じた重課の導入を行うという内容での改正を予定してございます。

ちょっとわかりづらいかと思いますが、具体例で一つご説明したいと思います。

市には現在、約 2,400 台の軽自動車登録がありまして、このうち四輪、常用、自家用という部類が半数以上を占めるわけなのですが、参考例として金額を提示してございます。

まず、国のさらなる標準税率が 7,200 円であったものが、1 万 800 円に引き上げとなりました。夕張市は、現行、標準税率 7,200 円の 1.5 倍であります超過税率として 1 万 800 円を採用しております。金額に直しますと 3,600 円上積みしていることになります。

今回、国の定める標準税率自体が 1 万 800 円の引き上げとなったため、これに従来加算しております 3,600 円を上乘せすると 1 万 4,400 円という金額になりまして、これを採用しようというものであります。

なお、仮に従来どおり標準税率が 1.5 倍とした場合には 1 万 6,200 円という金額になりますので、これと比較しますと 1,800 円負担が少なくなるということでございます。

軽自動車税は、国が定める標準税率を基本としておりまして、車種により税率がそれぞれ決められておりますが、このような考えに基づき、現行と改正後の税率の一覧を資料の裏面にお示ししておりますので、ごらん願いたいと存じます。

改正後の標準税率を倍率での比較を換算しますと、実際ございませんけれども、1.25 から 1.4 倍の間での改正となります。

また、資料として条例の新旧対照表を添付してございますので、ご参照い

ただきたいと存じます。

なお、最後になりますが、先ほども財務課長からお話がありましたとおり、この改正に伴いまして財政再生計画本文の改正も必要になりまして、従来の標準税率の 1.5 倍という記載を 1.5 倍以内と変更と予定しているものでございます。

以上です。

(大山委員長)

その他ございますか。

(財務課長)

ございません。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

(角田委員)

それでは、軽自動車の今、説明を受けたところです。

これは、条例ということで、夕張市としての考え方ということになるかと思うのです。前回、通常 7,200 円のところを 1 万 800 円、それぞれ夕張市でおられる方については負担してきたということ、このたびはその 1 万 800 円に国全体としても基準が整ったと、正直、個人的には私は思っていたら、さらにその分の 3,600 円を足すことを今、提案ということですね、実際のところ。

この考え方について、担当課としてはそういうことなのでしょうけれども、やはり夕張がこれだけ今、人口がどんどん減り続けて、若い方々の定住化策を取り入れながら、今、まちづくりに取り組んでいますという中で、こういうことは、特に若い方々は軽自動車を主に乗られていることが多いという、割合からいっても。

これは定住化策を推進しようとするまちとして、こういう具体的な数字ではっきりあらわれるものに対して、このままでいいのだろうかという疑問だとか、そういう協議されたことがあるのでしょうか。

(叶野理事)

今回の税率の改正となって、では市は対応としてどうするかというべきことについては、市長を交えて 2 回ほど協議をさせていただきました。

今、委員のおっしゃっていることで、もともとうちが設定した額に国が追いついたという見方も確かにあるかもしれませんが。ただ、総体的に軽自動車は今までは安かったのではないかというオールジャパンの考え方で、今回、

標準税率が結構な率で引き上げられたという考えも一つあるのかなと思います。

その中で、貴重な財源としてご負担いただいている税、今、現行制度でいくと単純にいつて できないだろうということがまず一つ。

追いついたからそこでいいのではないかという見方も一つありましたけれども、なかなか今、置かれている状況であと 15 年の再生期間を当市としては引き続き市民の方に少なからずご負担いただいて頑張ろうということで、ただ、その中でも 1.5 倍というのは大きすぎるのではないかという市の考え方がありましたので、これについては北海道総務省と協議をさせていただくというスタンスの中で今現在でこの改正という形になってございます。

(角田委員)

再生計画の随伴ということは理解しなくはありません。

ただ、計画そのものの組んだ段階で、これを見込んでないわけですよ。軽自動車のいわゆる税がこういう形で上がっていくことは見込んでいない中で、当初計画どおりということにはならないけれども、財源、貴重な財源なので、それは財源としてプラス要因として受け入れましょうということですよ。

だから、そこら辺の考え方として、やはり人口がこれだけ流出していく、若者定着を目指したい、まちづくりをしたいと言っているのに、さっきの話ではないけれども、民賃住宅も大事、若い人たちが定住できるような環境を整えなければいけないと言っているときに、例えば栗山町や長沼町、由仁町はこれからどういう判断するかわからないけれども、常々そういう近隣のまちとの比較をしながら、やはり住むべき場所を、定住の場所をそれぞれの方々が選択しているというのは間違いなくあるのです。

その中で、夕張は財政再生団体ですからということを事あるごとに印象づけるような政策が今後のまちづくりにとってプラスになるのか、ならないのかということは、もっと議論すべきだと思う。財源の確保ばかりでなくて、定住しないと財源の確保できないのだから、たかだか、このイメージ 3,600 円をうろうろする話ではなくて、一人ひとりが住む住まないの、もっと大きい話をしないといけないのではないかな。そこについて議論したの。

(叶野理事)

この件についてそこまでの話という形では行っていません。

ただ、再生団体であるということは忘れてはいけないというのは心にとめておかなければいけないことだと思うのです。

1 万 800 円で隣まちと同じ税率ですと、それはできる環境になれば、ぜひそれはやっていきたいぐらいの気持ちは持っています。

ただ、今の段階でなかなか今、そういう状況にはないのではないかなと、だから何かをするにもやはり財源一つ確保して進めていくというのは一つの手だと思う。

(角田委員)

だからね言うように、まちづくりを進めていく中で人口の流出はもとより、夕張新たに住むということをいろいろ今、民間住宅も含めてやっているわけでしょう。

そこに、なぜここの、これだけ個別にしちゃうのと、これは再生計画のまちですからと、財源としてと、これは、こういうことが非常に鮮明になると夕張は水道も軽自動車も全部高いまちということをみずからアピールしているものだというふうに思わないですか。

やはり、多くの方々を定住していただく、外から来た方々をこの夕張に招き入れる、ここに住んでいただけることで財源、いろいろな商品も含め、そこに当然、住民税も払う、いろいろ払うわけだから、そこら辺でカバーできるというふうな発想は持てないのでしょうか。

(叶野理事)

そのセットで考えるというのは、多分、最も理想的なことだと私も思っています。

ただ、現状において、これからまず人口は減っていくと、その中でも少しは対策をしていこうという、多分、市が打っている中でも、多分、人口抑制というのはなかなか難しいのではないかとこのところも確かにございます。

その中で、この財源が例えば上げる、上げないで幾らなるのかという議論も出てくるかと思うのですが、なかなかこれは理想として全て隣まちより安くできる、その対策を打っていくということを多分、考えなくてははいけないとは思いますが、なかなか現状でそこまでのセットではできないというのは難しい状況だということをご理解いただきたいと思います。

(角田委員)

理解しないから聞いているのです。

本当に若い人たちをこのまちに残さないと、このまちの将来ない。そこが目標で民賃住宅にも補助金やいろいろつけながらも政策的に取り組んでいるわけでしょう。

にもかかわらず、若い人たちが主に乗っている軽自動車が、これからイメージを悪い状態つくることはどうなのかということをもっと議論してほしいというのは、そういうことなのです。

その中で、夕張はこれから将来的に再生団体を抜け出ていく、10年かかろ

うが何年かかろうがということはあるけれども、将来の夕張を築くのは少なくとも若い世代がここに定着することが第一条件なわけだから。

その若い人たちがどうであれば住みやすいのかなということを考えたときに、小さなこと、3,600 円のことだけれども、非常に隣まちよりは負担が重いというイメージは明確に出てしまうところなのです。

水道料は使わなければ、そんなに量を使わなければ節約できるのです。でも、これは一律的に夕張に住んでいるがために多くなってしまうという発想が持たれる要素になっているわけです。

それよりも、一人でも多くの方々を夕張に住んでいただいて、よそからでも企業、会社が近いのだから、わざわざ遠くから 20 キロも 30 キロも通勤しなくても夕張に住めば、その分の燃料代も労力も含めて助かるわけですよ、本来は。

そのメリットも生かしながら、さらに住んでいて、少なくともほかの自治体より安くしろとは言っていない、横並びにできないのかという話なのです。目立ってしまいませんかということなのです。

そこら辺ももうちょっとまちづくり全体として、やはり人口を残すという観点を優先するとこんな政策は出てこないと私は思うのです。

ただ単に、みんなが上げていく中で、夕張も今、現行も決して安くはなかった、ほかのまちは 7,200 円なのに夕張 1 万 800 円だよ、それも言われていた。その中で、ほかがもう一律的に 1 万 800 円になるのだなと思っていたら、さらにプラスをするということは、いつまでたっても夕張に住んでいるとこういうものの負担は重いというふうな印象は鮮明につくと思います、こういう機会を通じて。

それがいいのかということなのです。それでまちづくりを今後とも人口の減少を食いとめるという政策と相反することをこちらでやっていいのかということなのです。そこをもっと議論してほしいのです、いかがでしょうか。
(熊谷委員)

今、角田委員の意見に全く同感です。そして、私も同じようにオールジャパンで、先ほど理事のほうからありましたけれども、軽自動車がオールジャパンで 1.5 倍になると、そういうところで夕張のマイナス感が減ったかなというふうに思っていました。

それで、角田委員がおっしゃったこと復唱はしませんが、別の観点から見たときに、例えば今回、市職員の給与が若干ですが上がるわけですよ。そして民賃アパートに対する補助もそこそこ大きな額で出るわけですよ。だけれども、軽自動車を持っている方たちは、またさらに税金が上がると、生活が大変な方たちですとか、それからス少しでも負担感を減らしたいとか、2

台目の車は軽でとか、そういういろいろな意味でそういう軽自動車を使っていらっしゃる方たちがそれを見たときにどう思うのだろうと思うのです。

夕張の市の職員の方たちの給料が恵まれていないのは確かですがけれども、民間の方たちでもっと低い給料の方たちがたくさんいるわけで、そういう方たちには負担感が増す、で市の職員は若干なりとも給料が上がる、そして資産家とされている方たちが例えばアパートに対してはそれ相応の補助金が出るのです。

今、角田委員が言われたように、そういう若くてこれから大変な少しでも支出を減らしたいと思っている方たちの税金がふえるのです。これらは本当に若い人たちがこのまちに住もうなんていう気持ちもなくなると思います。

そこをもっと深く論議すべきだというふうに思いますし、検討し直すべきだと思います。今回上げるべきではないと私は思います。

(大山委員長)

いかがですか。

(叶野理事)

私も個人的には上げる、上げないという話になれば当然、上げないほうがいいし、高いほうよりは安いものと実は思っております。それはみんな一緒だと思っております。

ただ、うちのおかれている環境というのはやはり忘れてはいけないと。それで、例えば民間に賃貸住宅に出す補助金にしても必要な財源を使っているわけです。湯水のごとく財源が出てくるわけではないと、そこをちょっとご理解いただきたいと思います。

(熊谷委員)

理事のおっしゃっていることはわかりますよ。でも、市民の負担感を考えてくださいということを申し上げます。

それから、先ほど角田委員からもありましたけれども、この軽自動車税というのは再生計画の中できちんと決められて、もう計画に盛り込まれているわけです、人口が減っていくことも計画の中に織り込み済みのはずなのです。これ、便乗値上げではないですか。

(叶野理事)

計画の本文では 1.5 倍となつてございますので、基本税率が上げればまんま上がってしまう形になっているのです。そこを今回、見直したということの一つ同じ考えの中でそこまでやったということでございます。

(熊谷委員)

本文についてはわかりました。いいと思いますけれども、今回のその 3,600 円分上げるというのは、これは取り下げすべきだと思います。

(議長)

ちょっといいですか。時間もちょっと昼食休憩の時間に入っていますけれども、今、これ大事な問題で条例の一部改正にも伴う部分の問題も出てきますし、あす及び 28 日の臨時会にも絡んでくる問題にも当然かかわってくる大きな問題ですから、午後からまた再度、少し議論を深めるということで、この際どうかなと思って、委員長のほうで取り計らいをしていただければと思うのですが。

(大山委員長)

それではお諮りいたします。

ここで一旦、昼食休憩をとって、1 時半から再開をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

(大山委員長)

それでは、一旦、休憩に入ります。

それでは、暫時休憩といたします。

午後 0 時 2 0 分 休憩

午後 1 時 3 0 分 再開

(大山委員長)

それでは、休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

ここで、午前中の委員会の中で、委員の発言の一部について理事者から申し入れがあったことから、議員協議を入れたいと思いますので、暫時休憩をいたします。

午後 1 時 3 1 分 休憩

午後 1 時 4 2 分 再開

(大山委員長)

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ここで、熊谷委員の発言を求めます。

(熊谷委員)

午前の部で一部、不適切な発言がありましたので、文言の削除をお願いいたします。

職員給与の面、それから便乗値上げ、提案すべきではなかった、この 3 点について削除お願いします。

(大山委員長)

それでは、熊谷委員の発言のとおり、取り扱いとしたいと思います。

それでは、市税の一部改定について、改めて理事者側の発言を求めます。

(叶野理事)

お時間をとらせまして済みませんです。

ここで改めて、ここに至った経緯、経過というのを担当課長からご説明申し上げます。その後、私のほうからこうなった計画を総括をしたいと思いますので、よろしくお願いします。

(税務担当課長)

私のほうから、再度、本日の内容ご説明に至った経過について、もう一度、流れ的なものをご説明させていただきます。

まず最初に、国の税制改正が3月末で決定しておりまして、この内容は速やかに周知されておりますので、夕張市としても対応が必要だと、住民生活に直結する、税という重要な問題であり、内容についても条例改正を伴うものであるという重要な課題認識でございます。

その中で、まず、事務レベルでの協議を重ね、内部協議をした中で7月の末に一度、市長協議に内容を付してございます。その内容としては、再生計画の文言どおりに軽自動車税についても1.5倍でいかざるを得ないのではないかという内容での私どもの事務方からの説明をさせていただきました。

その協議の中で皆さんもご承知のとおり市長はそもそも、これ以上の住民負担はしたくないのだという基本姿勢に立ってございまして、軽自動車税の1.5倍というのは法令で定める制限税率、上限なのです。その上限の制限税率をいつまでもやっていく必要はないのではないですかと、1.5倍、そもそも夕張市は1.5倍にしている、これがさらに1.5倍でなくて2.5倍になる、これは住民負担にとって余りにも大きすぎると、だから何とか検討の余地はないのかということで、差し戻しになりまして、再検討するようという指示がございまして、一旦、そういう時点での協議は打ち切りとなり、継続協議となりました。

その後、情報収集や再検討いろいろ加える中で、場合によっては財政再生計画の本文変更には発生する問題だという認識もあって、道や国のほうにもご意見や見解を意見交換しながら、さらに検討を進めてきたところでございまして、9月議会での提案を諦め、その後、住民周知も必要なことから、12月のまでには判断も必要だということの中で、10月の末に再度、考えをまとめた上で市長協議に付してございます。

その中で本日、ご説明したとおり、今後、夕張市がおかれている立場、財政計画を進めていく中で、財源を一定程度確保していくことも、また必要であるというような判断の中で、これまで行ってきた負担分については継続していかざるを得ないだろうという、ぎりぎりの方針決定をした上で本日、公式に行政委員会の中でご説明をさせていただいたという見解になってござい

ます。

1.5 倍からすると、先ほど申し上げましたように市民負担は一定程度ですけれども、わずかかもしれませんが、再生計画を変更してまで負担が低くなる方向での方向性を示したという点ではご理解をいただきたいというふうに思っています。

以上です。

(叶野理事)

今、課長のほうからここに至った経過というご説明を申し上げました。

午前中、角田委員のほうからいろいろと議論する中で 4 月に出る施策と当然、セットで考えるべきではないかということについては、私ども全くそのとおりだというふうに思っております。

今後、いろいろなことを検討していく中には、そういう指定というのは必ず持ち続けなければいけないということも今、思っております。

ただ、現状の軽自動車税の話をしていただきますと、7 月に市長と協議をした中で、これ以上の負担は望まないということで、1.5 倍にしている現行の負担を超えることは嫌だということで、今現在、市民の皆様にも所有者の皆様にご負担をいただいている額、これは超えることではできないという考え方というのが一つ、示されています。

その中で、先ほど先ほど課長も言った 1.5 倍という縛りもありますので、その中でどうすれば市民の負担を求めつつ、これ以上の負担増にならない形ではできるのかということを確認してまいりました。

その中で、今、負担をしていただいているものを新しい税率に乘せるという形で今回、ご説明させていただきました。で、こういう状況になってございます。

ただ、その当初の想定がなかなかここでの標準税率が吹き上がるということをやなかなか想定しづらかったということで、全部の額を比べると、それなりに大きくはなっていますか、プラスアルファでご負担いただく分についての変更というのはございません。そのような形で今回、施策を打ってございます。

そこが一つ、今回 1.5 倍、単純に 1.5 倍するのではなくて、いろいろな意味でその軽減負担という意味もありまして、そこは一つ再生計画を守りつつ、41 年までの中でクリアしていくというスタンスと、これ以上の市民負担を求められないという、その接点と間をとって負担増にならない、現行の負担のまま折り合っています。

いろいろな部分で先ほども申しましたけれども、指定というのはガチで日本を忘れてはいけないものだと思いますので、今後、施策を進めるとい

う上では重要な だと思っています。それを忘れずに、そういう観点からも検討していきたくと思っています。

子育て施策につきましては、今、いろいろと市内でも議論しておりますので、それはまた別の形で姿を見せる段階になりましたら、お示ししていきたいということで、この 2 回の協議を重ねていく結果、市長がこれでいくということで、今のところ判断しているところでございます。

以上でございます。

(大山委員長)

いかがですか。

(角田委員)

それでは一定の説明を受けたところであります。

これは軽自動車という、一つのいわゆる事例においての額の問題をけんけんがくがくとやっているわけです。

ただ、私が理事が言うとおりに夕張に若い世代を今後とも引きとめたいということで民賃アパートの促進だとか、景観も含めて、そこが本当になめでしょう、使用来の夕張を考えたときに、やはりお年寄りを大事にするのはわかるけれども、いろいろな意味合いで自然減という形では現在にあるわけですから、やはり新しいグループ、若い世代をどう迎えるかというのは究極の課題であることは間違いない。

その中で、若い層は当然、給料も低く、預貯金残高の一般的に年数を重ねた方々よりは少ない中で、一番、身近な乗り物として利用されるのが軽自動車、これ象徴的ですよ。

ここについて、いわゆるいみじくも理事が言ったように、子育て世代の支援だとか、いろいろな形で支援策を打ってきた中で、なぜこの余り大きな額と言えないところして、もうちょっと配慮できないのかなと。

というのは、前段にほかの地域が 7,200 円であった事業に、夕張はもう道に 1 万 800 円やってきたわけですよ。そして、次に現行が周りがこの 1 万 800 に追いついたときに、またそこからステップアップするということは永久に再生団体にあるうちは負担の重い地域に生活せざるを得ないということに乗ったもって印象づけてしまう。

額から言ったら、余り大きくはないので、1 人、2 人が夕張に定住を決めてくれたことだけで、多分、これに見合う形の本人が消費するも、周りの地域経済に与える効果も含めていうと、比較にならないほどの小さな数字なのです。そこをまちづくりの将来展望も含めていうと、もっと国や道も含めて協議をしてもらいたいというのが、もともとの私の思いですから、今、提案を受けているけれども、今後についてはやはり市長の政治的に当初はちょ

っと負担をこれ以上、上げるのはというところから、もっと工夫した形で交渉した上で、さらにやはり今の夕張のおかれている状態としては、もうこれが限度ですと。この段階まで詰めるのは精一杯でしたという形での、やはり我々も含めた議論があつて、この結果が出るのはやぶさかでないと、やむを得ないということの判断基準にはなるけれども、この提案をぼんと受けて我々も仕方がないですねと私、言えないのです。

これだけ、いろいろな形でまちづくりをしていかなければならない課題、いっぱい抱えている中で、そこには何といっても人口を減らさない、住民意欲を高める、そして若い世代がここで何とか夕張で頑張っていくのだという意欲を高めることは最大の行政、我々に課せられた課題だと思うから、そこら辺はもう少しわかるように、もし仮に負担がふえたとしても、この負担をする方が理解できるような形での議論がないと、ただ単にこういうことで制度ですからと、にのっとなってこうなりますけど少しおまけしましたよというものの格好の見え方ではなくて、そこに至ったものについてやはりいろいろ議論したということがやはり大事ではないのかなと思うのです。

だから、この場所で、きょうでこれ全ていいとか悪いとかという場所でもないし、最終的には条例なので議決という格好になると思う。その中で、それまでにやはりもう少し具体的な例も含めながら議論をすべきだというふうに私は思うので、きょうの段階についていいとか悪いとかというよりは、課題があるし、よくわからないところもあるし、最終的に将来の夕張にとってどういうことなのかということも含めてもう少し議論したいということで、きょうは私はこれ以上、発言しません。

(熊谷委員)

参考までにお聞きしたいのですが、提案どおりに軽自動車税を変えた場合に、どのくらいの増収になるのか教えてください。

(税務担当課長)

台数の割合でいくと、大体保有台数の 26%ぐらいが対象の車両になりますから、増収分としては今の試算で 78 万 2,400 円程度。単年、27 年度分ですね。

(大山委員長)

ほかに。

(厚谷委員)

午前中に発言しようと思っていたのが、午後に延びてちょうど調べる時間いただいた形になりますので、ちょっと今回の税条例の一部改正の関係で、スタートの部分のちょっと確認をしたいと思うのです。

それで、ことしの春にちょっと私が研修に参加したときに平成 26 年度の地方財政計画の説明の、特に歳入の中でいわゆる自動車取得税、道税ですよね、

これを減らすことによって、結局、標準行政水準を確保するだけの財源を軽自動車税率を上げることによって帳尻を合わせるというふうに聞いているわけです。

それで、ことしの予算書の 7 款の自動車取得税交付金、これを見ると確かに平成 25 年度予算と比べて増減で 832 万 6,000 円の減という予算を組まれているのです。

だから、言ってみれば全体の歳入を確保するために今回の地方税法の改正もあったのだなというふうには受けとめています。

そこからが問題になってくるのでしようけれども、たしか私も 3 月の定例回の中で市長にこの関係、若干、お尋ねしていたような記憶をしております。ちょっと手元には書類用意できていないのですが、要するに新たな市民負担を求めるのかという段においては、先ほど担当課長さんのほうからお話があったように、新たな負担を求めるというのは非常に厳しいけれども、ただ、制度改定があった場合についてはそうならない場合もあるというような答弁をいただいた記憶があります。

結論ですが、国全体が地方に保障する予算の中で、結局、自動車取得税の交付金は減って、その分は軽自動車税で市町村が賄ってくださいよということになったことに対して、夕張市がどういう判断をするかというところだったと思うのです。

それからすると、これまた先ほど担当課長のほうからあったように、財政再生計画という中でさまざまなせめぎ合いがあるというところだと思うのですが、最終的に確認したいのは、先ほど午前中に確認したかったのは、この税を仮に今後、条例改正を行って、何らかの形で市民周知がされとした場合に、これはまだ議決していないからそれ以上のことは言えませんが、やはりそのあたり、ちょっと国の財政から来る話、全般を説明するというのは難しいと思うのですけれども、私は夕張市には若干、そこに触れる必要もあるのではないのかなというふうに思ったところなのです。その背景として。

現段階で、この税条例、議決されていませんからちょっと答えにくいかわかりませんが、そういったいわゆる丁寧な説明といいましょうか、それは今後、条例改正を進めるに当たってご準備いただけるものなのかどうか、そういうものも視野に入れながら対応できるのかどうかということについてお尋ねしたいと思います。

(税務担当課長)

先ほど申し上げました報酬を決定した 2 回目の市長協議の歳にその点にも協議をしてございまして、住民生活に直結する、影響も非常に大きい問題があるので、きちんとした説明をなささいという指示ございまして、今のところ

ろ厚谷議員もおっしゃるとおり決定したことではございませんけれども、例えば年内にご決定をいただくような運びになれば 1 月の広報、それからホームページ等での周知、さらにもう一度、課税時期の 4 月のときに同じような取り組みをすること、それから軽自動車税というのは納税者が、対象者が限られるというか、農政通知書を個人個人にお送りしますで、その中にもきちんとしたご説明を書き加えながら説明はきちんとしていきたいと思ひますし、今、厚谷委員からご意見のありまた再生時代の背景といった点については今後、ちょっと検討させていただきたいというふうに思ひます。

(大山委員長)

よろしいでしょうか。

ほかに何かございますか。

(議長)

では、午前中からこの議論についてはそれぞれご質問なり、また今、答弁もあつたのですけれども、最終的にこれは条例上の一部改正の部分に伴うものですから、あすはこれ 1.5 倍の文言の部分だけの、これが関係してくるのでしょうか、あしたは。1.5 倍というものを、本文 1.5 倍以内という表現の部分、それはあした関係するけれども、条例上そのものに関係する部分は 28 日臨時会に伴うということなので、それまでの時間、先ほど角田委員のほうからも発言があつたとおり、議会としてもそれぞれの考えもござひますし、それぞれのやはり思ひというものもあるでしょうから、今、厚谷委員からも発言があつたとおりまだこれがどうなるかは別として、それ以降の対応として市民周知の課題の問題とか、そういった部分を考えていかなければいけませんし、それで、これはいわゆる平成 27 年、来年の 4 月 1 日からの施行という、スタートということなのだけれども、これは例えばこのもう少し時間的な部分でいっぱいということは考えられなかつたのだろうか。

やはり、この時間軸のタイミングでの提案にしか今回はならなかつたのでしょうか。

(税務担当課長)

議長からのご指摘ですけれども、当然、先ほど申し上げましたように条例改正が伴うものになりますし、周知期間も必要だと、特に夕張市の場合はいろいろな所事情がござひますので、必要だという判断のもとで私どもとしてはせめて 6 月議会に提案を当初、予定する腹づもりで 7 月の段階で 1 回、市長協議に付しましたが結論が出ず先送りになりました。

ただ、何度も申し上げますけれども、やはり周知ということは必要ですし、市民理解も得られないと思ひますので 3 月議会では、それはもう遅すぎるといふ判断がありまして、ぎりぎり調整する中で 10 月に 11 月、12 月中

には、できればご決定をいただくべく作業を進めてきたということでございます。

(議長)

それで今回、やはり臨時会を入れてまでのこういう部分していかなければいけないという、時間軸としたら今後の対応、また市民周知を考えれば、これでいっぱいいっぱいという判断に基づいたものだというふうに分かるのです。

であれば、やはり先ほどからの私、議論も聞いていて、今、理事のほうからもご発言あったとおりですけれども、重要なのはやはり今後のまちづくり云々も含めてセットで本来、考えていかなければいけなかった部分、そういう問題も踏まえていろいろと内部協議もし、市長協議も踏まえたのでしょうけれども、であればやはり申しわけないけれども、この間の部分の議論というものは、やはり我々議会に対しては少なくとも全くやはり何もなかったという部分が、もう少しここがそうであればですよ、これがもっと前倒しで会議するのも、やはりもう少し議会とのいろいろな意見調整の部分、そしてもっと前段階からそういう仕掛けといたら変なのだけれども、そういう議論を深めていく中で、では今後の市民周知をどうする云々ということも当然、そういった段階で話も出てきているでしょうし、そういった部分がやはり、今後の中で少し欠けていたのではないのかなというふうには思っはいて聞いていたのです。

ですから、この部分を踏まえて今、そうは言っても 28 日に臨時会も入っているんで、時間も余りないような状況の中で判断もしていかなければいけないわけですから、これはあとは 28 日のそれぞれ本会議の中で議員さんがそれぞれどう考えるかということにゆだねていくしかないのかなというふうには思っていますので、もう少し準備等々の段階でこの間の手順、手続きの部分でいくと、もう少しやはり議会との調整というものが必要であったのかなというふうには私は感じて聞いていました。

(大山委員長)

ほかにございますか。

(熊谷委員)

今、次の臨時会で 1.5 倍以内ということが文言として、修正ということが出されるということだったのですが、金額の部分は出てこないという押さえでいいのですね。

(財務課長)

金額というのはちょっと何を指しているのかわからないですけれども、今回の計画変更というのは標準税率を変えることで文言を修正するという変更

ですから、だから 1.5 倍というものを 1.5 倍以内とするという、これも計画変更なのです。

ただ、金額、予算にかかわるものだけの計画変更ではないので、そういう部分含めての計画変更ということで一緒にやるということです。

(叶野理事)

今、税率を改正しようというだけで、実際に金額、予算に入るのは 27 年以降になりますので、施行が 27 年 4 月 1 日を目指して今、条例改正をしようとしている話のその 1.5 倍を 1.5 倍以内に変えていただきたいという今、変更でございますので、数字的にも出てきません。

(財務課長)

あすの臨時審議会のことでよろしいですね。もう一度、確認します。いつの臨時審議会というか。

(叶野理事)

あしたの臨時会でお諮りするのには再生計画の変更だけをお図りすることになってございますので、それに伴う予算はこういうふうにしたいという計画を総務省に出しますという話をお決めいただきたい、その中の一部として税条例をその翌週に控えておりますので、この本文の改正になりますので、あわせて計画変更という形でございます。

まず、21 日は計画を出させていただきますという議論をさせていただきたい、28 日については条例本文の議論をしていただきたい。

(大山委員長)

わかりますよね、よろしいですか。

(熊谷委員)

はい。

(大山委員長)

ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで財務課を終わります。

以上で、本日本日予定いたしました案件は全て終了いたしました。

これで、行政常任委員会を閉じます。

大変ご苦労さまでございました。

夕張市議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会 行政常任委員会

委 員 長
